

令和3年度民間企業とのジョイントプロモーション事業に係る
第一回共同事業者選定実施要領

1 目的

東京都と公益財団法人東京観光財団は、海外から東京を訪れる旅行者の更なる拡大に向け、海外において都内民間事業者と連携した外国人旅行者誘致事業を展開している。

また東京都は、東京の魅力を効果的に海外に発信するためのアイコン及びキャッチフレーズ(以下「アイコン」という)を活用した海外向けPRを実施している。

本事業は、海外において東京の魅力を効果的に発信すること及び東京の観光資源を訴求することで旅行地としての東京の認知度向上と訪都意欲を喚起し、外国人旅行者を増加させることを目的に、都内民間企業と連携して現地一般市民を対象とするプロモーションを展開するものである。

については、より効果的なプロモーションを実現できる共同事業者を選定するため、プロポーザル方式で共同事業者を募集し、各事業者の適格性等を審査する(以下「企画審査会」という)。

2 内容

募集要項のとおりとする。

3 東京都及び公益財団法人東京観光財団の事業費負担上限額(消費税等諸税を含む)

1社あたり金10,000,000円

※総事業費は1社あたり10,000,000円以上

4 連携期間

令和3年6月15日(火)～令和4年3月31日(火)まで

5 選考について

選考については以下の手順及び日程で行う。

(1) 公募開始

令和3年5月14日(金)

(2) 応募申請書(様式1)の提出締切

令和3年5月20日(木)正午

電子メールによる提出すること。

※送付先電子メールアドレス

hsu@tcvb.or.jp 及び kataoka@tcvb.or.jp

(3) 質問の受付期間

令和3年5月20日(木)から5月25日(火)正午

「質問票」(様式2)に質問事項を記入し、電子メールにより送付すること。

※「送付先電子メールアドレス 上記(2)に同じ

※口頭や上記以外の方法による質問は一切受け付けない。

(4) 質問への一斉回答

令和3年5月27日(木)中に行う。

企画提案参加者全員に、電子メールで質問及び回答を送付する。

※どの事業者からも質問票の提出がなかった場合には、回答及び連絡は行わない。

(5) 企画提案書及び見積書の提出期限

令和3年6月9日(水)正午

(6) 企画審査会の開催

令和3年6月11日(金)

(7) 審査結果の通知

令和3年6月14日(月)までに行う。

6 企画提案に必要な提出物と提出方法

(1) 提出物

対象市場を明記し、資料作成すること。

ア 企画提案書

企画提案書の書式はA4版横とし、表紙含め20ページ以内とする。

企画提案書のタイトルは「令和3年度民間企業とのジョイントプロモーション事業」とすること。以下の項目に従い作成すること。

- ① 会社概要
- ② 事業コンセプト、PR手法
- ③ スケジュール

イ 見積書(広告効果換算額および総事業費見積り額)

① 広告効果換算額

事業の実施によって生まれる広告効果の換算額を内訳と共に示すこと。

② 総事業費見積り額

事業の実施に伴って発生する費用(人件費等の一般管理費は除く。)の見積額を内訳と共に示すこと。なお、自社の保有するインフラを活用した場合、それらの販売換算額を総事業費に換算してよい(例:自社媒体や店舗での広告掲出、運営する施設の場所提供等)。その際には、換算の根拠となる資

料も合わせて提出すること。

- ③ 海外調達等で非課税となる項目についてはこれを明記し、仕様書の項目別の内訳（課税対象分、非課税対象分）及び見積総額を入れ込むこと。

※見積書に記載の総額は、消費税等諸税を含んだ金額とすること。

ウ 上記、ア及びイの PDF データ（電子メールにより提出）

(2) 提出方法等

ア 提出方法

電子メールによる提出すること。

※送付先電子メールアドレス

hsu@tevb.or.jp 及び kataoka@tevb.or.jp

イ 提出物の宛先

宛先は「公益財団法人東京観光財団理事長宛」とすること。

(3) 企画提案応募の辞退

企画提案応募を辞退する場合は、提出物の提出期限前日までに「辞退届」（様式 3）を提出すること。

(4) 注意事項

提出期限までに提出物が届かない場合は、企画提案を辞退したものとみなす。
（その場合においても、追って辞退届の提出を行うこと。）

7 企画審査会の実施場所及び実施時間等

(1) 実施日

令和 3 年 6 月 1 1 日（金）予定（時刻については別に定める）

(2) 実施場所

オンライン会議（ZOOM 等）（予定）

使用するオンライン会議システムについては別途通知する。

(3) 実施方法

応募者によるプレゼンテーションとする。

実施日時、場所の詳細については、募集締切後に個別に連絡する。

(4) 参加可能人数

各社 3 名以内とする。

8 選考方法

企画審査会においては、東京観光財団が別途定める「令和 3 年度民間企業とのジョイントプロモーション事業に係る共同事業者選定企画審査会実施要領」に基づき選考を執行する。評価基準については、下記のとおりとする。

(1) 提案内容

① 事業趣旨の理解度

- ② 提案内容の実現性
- ③ 提案内容の独自性、話題性
- ④ プロモーションの効果
- (2) 価格の妥当性
 - ① 広告効果換算額
 - ② 総事業費
- (3) 実施体制、実施スケジュール

9 選考結果の通知について

全ての応募者に対し、選考結果を電子メール（「選考結果について」文書を添付）にて通知する。

なお、審査内容に関わる質問については一切受け付けない。

10 選定された企画提案者の責務

選定された企画提案者は、別途東京観光財団と協定を締結するものとする。

11 その他

- (1) 企画提案応募に係る費用については、全て応募者の負担とする。
- (2) 応募書類等に関しては一切返却しない。
- (3) 応募を辞退する場合は、提出物の提出期限前日までに辞退届を提出すること。
- (4) 採択された企画提案書を基に、東京観光財団と共同事業者との協議の上、事業内容を決定する。本業務の目的達成に資するものと東京観光財団が認めた企画提案内容について、上限額の範囲内において共同事業者と協議の上、事業内容の一部変更を行うことができるものとする。

12 本件の問い合わせ先

公益財団法人東京観光財団 観光事業部（担当：許・片岡）

hsu@tcvb.or.jp 及び kataoka@tcvb.or.jp

〒162-0801

東京都新宿区山吹町346番地6 日新ビル5階

電話：03-5579-2683 / FAX：03-5579-2645

以上